

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施について

問 名古屋法務局人権擁護部

☎(052)81111(内線1831)

DV、ストーカー、セクハラ・パワハラ・モラハラなどのハラスメント行為など、女性をめぐる様々な人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼期間／11月13日(水)～19日(火)

▼時間／午前8時30分～午後7時

ただし、11月16日(土)・17日(日)は午前10時～午後5時

▼相談専用電話／女性の権利ホットライン ☎0570(070)810

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

問 愛知労働局労働保険適用・事務組合課

☎(052)219)5503

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

「愛知県最低賃金」が、10月1日から時間額1千77円に改正されました

問 津島労働基準監督署

☎(26)4155

県内の事業所で働く常用、臨時、派遣、パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

詳しくは、津島労働基準監督署にお問い合わせください。

個人事業税第2期分の納付期限は12月2日(月)です

問 西尾張県税事務所課税第一課県民税・事業税第二グループ

☎0586(45)3279

個人事業税は、個人で事業を営む人にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しております。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

税を考える週間
～これからの社会に向かって～
11月11日～11月17日

納税が、私たちの生きる「未来」につながる

<https://www.nta.go.jp>
税を考える週間

国税庁



あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2024

問 県労働福祉課

☎(054)6360

県や労使団体などで構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、仕事と生活の調和が実現した社会を目指して「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を実施し、定時退社や年次有給休暇など休暇を取得しやすい職場環境づくりなどの8つの取組にご賛同いただける事業所を募集しています。

ごみゼロ運動

日時 11月10日(日)午前8時～9時(小雨決行)

場所 市内全域

- ・ごみを集める袋は参加者各自でご用意ください。
- ・集めたごみは、決められた集積場所で指定袋に分別して入れてください。

※発熱など体調不良がある場合は参加を見合わせていただくようお願いします。

※ごみゼロ運動では、家庭のごみを持ち込まないでください。

中止について
(中止の場合は順延はありません)

中止の場合は、当日午前6時ごろに、総代への電話連絡のほかごみ分別アプリ「さんあ～る」・市民向け防災メールによる通知および午前6時30分から7時の間にFMななみによるラジオ放送でお知らせします。

環境課 ☎(55)7114



この一環として、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノーマルデー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月20日(水)は、効率的に仕事を進めて定時に退社し、趣味や家族との団らんなどの時間をお過ごしください。

▼対象／県内の企業・団体・事業所

▼申込期限／11月30日(土)
詳しくはホームページをご確認ください。